

## 別 紙

令和5年度（令和4年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）分）交付要綱

（通則）

- 1 令和5年度（令和4年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）分）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿拡大に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、保育所等、認可外保育施設並びに病児保育事業及び一時預かり事業を実施する事業所等におけるICT化を推進し、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）保育所等改修費等支援事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号）の別添1に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

（2）保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号）の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、環境改善事業における次に掲げる事業

- ① 安全対策事業のうち送迎用バスの安全装置の設置を行う事業
  - ア 都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が行う事業
  - イ 都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
- ② 安全対策事業のうちICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
  - ア 都道府県等が行う事業
  - イ 都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する

事業

③ 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業

ア 都道府県等が行う事業

イ 都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

(3) 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）

「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和4年度第2次補正予算分）の実施について」（令和5年2月10日子発0210第6号）の別紙に定める「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和4年度第2次補正予算分）実施要綱」による次に掲げる事業

① 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入

ア 市町村が行う事業（特別区及び財政力指数が1.0以上の市町村が行う事業については、園児の登園及び降園の管理に関する機能の部分のみ対象。）

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

② 通訳や翻訳のための機器の導入

ア 市町村が行う事業（特別区及び財政力指数が1.0以上の市町村が行う事業を除く。）

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

③ 認可外保育施設における機器の導入

ア 都道府県等が行う事業（特別区及び財政力指数が1.0以上の都道府県等が行う事業については、園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する場合のみ対象。）

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

④ 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステムの導入

ア 市町村（一部事務組合を含む。以下当該事業に係る部分は同じ。）が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

⑤ 保育士等の研修のオンライン化事業

ア 都道府県等が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

⑥ 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

ア 都道府県が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

⑦ 児童館のICT化を行うためのシステム導入

ア 都道府県等が行う事業

イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

(4) 保育士修学資金貸付等事業

「保育士修学資金の貸付け等について」（令和5年6月7日こ成基第18号）の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県又は指定都市が行う事業

- ② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された施設ごと(3の(3)の④については自治体又は施設ごと(直接補助事業の場合に限る。)、(3)の⑤、⑥及び(4)については第2欄の種目ごと)の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする(3の(2)の①は除く)。

(1) 直接補助事業

ア 施設ごと(3の(3)の④については自治体又は施設ごと、(3)の⑤から⑥の①及び(4)の①については第2欄の種目ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額(3の(2)の①のアについてはアにより選定された額)の合計額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

① 3の(1)の②の事業

ア 家庭的保育改修費等

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ アの事業以外

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(2)の①及び③のイ、(3)⑤から⑦のイ及び(4)の②の事業

ア 施設ごと(3の(3)⑤から⑥のイ及び(4)の②については第2欄の種目ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県等が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額(3の(2)の①のイについてはアにより選定された額と都道府県等が補助した額を比較して少ない方の額)の合計額を交付額

とする。

③3の(2)の②のイの事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に5分の4を乗じた額と都道府県等が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

④3の(3)①から④のイの事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3(嵩上げ対象となる場合は5分の4)を乗じた額と市町村(3の(3)③のイについては都道府県等)が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地

方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。

- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県等は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (10) 都道府県等が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1) から (7) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (3) まで及び (7) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」（市町村の場合は「市町村長」）と、(4) 及び (5) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」（市町村の場合は「市町村長の承認」）と、(5) 及び (7) 中「国庫」とあるのは「都道府県」（市町村の場合は「市町村」）と、(4) 及び (7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(4) の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (11) (10) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、3に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式 4 に添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 5 に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 こども家庭庁長官は、7による交付申請書又は8による変更交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式 6 又は別紙様式 7 により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、3に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式 9 に添えて令和 6 年 4 月 10 日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 10

に添えて令和6年4月10日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(2)(1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は令和6年4月10日のいずれか早い日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育所等改修費等支援事業	<p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1事業所当たり 34,946,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1事業所当たり 38,223,000円</p> <p>② 上記①、②以外の場合</p> <p>1事業所当たり 24,026,000円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>①平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1施設当たり 38,223,000円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1施設当たり 10,000,000円</p> <p>③ 上記以外の場合</p> <p>1施設当たり 34,946,000円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1施設当たり 10,000,000円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1か所当たり 34,946,000円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1か所当たり 2,621,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1か所当たり 38,223,000円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1か所当たり 2,621,000円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1か所当たり 24,026,000円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1か所当たり 2,621,000円</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く）、備品購入費</p>	<p>1/2 (注1) 2/3</p>
	保育環境改善等事業（安全対策事業）	<p>(1) 送迎用バスの安全装置の設置を行う事業</p> <p>送迎用バス1台あたり（放課後児童クラブ除く）</p> <p>175,000円以内</p> <p>送迎用バス1台あたり（放課後児童クラブ）</p> <p>88,000円以内</p> <p>(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を</p>	<p>保育環境改善等事業（安全対策事業）を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付</p>	<p>(1) 定額</p> <p>(2) 3/5</p>



		行う事業 1施設当たり 200,000円以内	け費、工事費を含む)、 リース料、導入費用	
	保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業）	(1) 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業及び認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。） 1施設あたり ①定員19人以下 300,000円以内 ②定員20人以上59人以下 400,000円以内 ③定員60人以上 500,000円以内  (2) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 1施設あたり 300,000円以内 ※ 「定員」については、令和5年4月1日時点の定員とする。 ただし、居宅訪問型保育事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者に限る。）については、令和5年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の児童数とする。	保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業）を実施するために必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金	1 / 2
	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）	1. 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入 A 保育に関する計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 (1) Bの機能を導入する場合（①及び②を別々に算定） ①Bの機能に関する部分（嵩上げあり） 端末購入等を行わない場合 1施設当たり 200,000円 端末購入等を行う場合 1施設当たり 700,000円 ②B以外の機能を併せて導入する場合（嵩上げなし） <端末購入等を行わない場合> A又はCの機能を導入する場合 1施設当たり 200,000円 A及びCの機能を導入する場合 1施設当たり 400,000円 <端末購入等を行う場合> A又はCの機能を導入する場合 1施設当たり 200,000円 A及びCの機能を導入する場合 1施設当たり 300,000円  (2) Bの機能を導入しない場合（嵩上げなし） ①A又はCの機能を導入する場合 1施設当たり 200,000円 併せて端末購入等を行う場合 1施設当たり 700,000円 ②A及びCの機能を導入する場合 1施設当たり 400,000円 併せて端末購入等を行う場合 1施設当たり 900,000円  ※ 特別区及び財政力指数が1.0以上の市町村は、(1)の①の部分のみが対象  2. 通訳や翻訳のための機器の導入 1施設当たり 150,000円  3. 認可外保育施設における機器の導入 ①園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する場合 1施設当たり 700,000円 ※システムのみ導入する場合	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2 (注2) 3 / 5

		<p>1 施設当たり 200,000 円</p> <p>②園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入しない場合 1 施設当たり 200,000 円</p> <p>※特別区及び財政力指数が1.0以上の都道府県等は、①の場合のみが対象</p> <p>4. 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>1 自治体当たり 8,000,000 円</p> <p>1 施設当たり 1,000,000 円</p> <p>5. 保育士等の研修のオンライン化事業</p> <p>1 自治体当たり 4,000,000 円</p> <p>6. 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化別紙（保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化の基準額）のとおり</p> <p>7. 児童館のICT化を行うためのシステム導入</p> <p>1 施設当たり 500,000 円</p>		
<p>保育士修学資金貸付等事業</p>		<p>1 保育士修学資金貸付</p> <p>(1) 基本額</p> <p>1 人当たり月額 50,000 円以内</p> <p>(2) 加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学準備金（貸付初回時）</li> <li>1 人当たり 200,000 円以内</li> <li>・ 就職準備金（卒業時）</li> <li>1 人当たり 200,000 円以内</li> <li>・ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者</li> <li>1 月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</li> </ul> <p>2 保育補助者雇上費貸付</p> <p>1 か所当たり年額 2,953,000 円以内</p> <p>(加算分)</p> <p>1 か所当たり年額 2,215,000 円以内</p> <p>3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付</p> <p>保育士が要した保育料の1/2</p> <p>※ ただし、上限 月額27,000 円</p> <p>4 就職準備金貸付</p> <p>1 人当たり 200,000 円以内</p> <p>(加算分) 1 人当たり 200,000 円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2</li> <li>※ ただし、年額123,000 円以内</li> </ul>	<p>保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>9 / 10</p>

		<p>6 事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1事業当たり 4,275,000 円以内</li> <li>・ 保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 1事業当たり 5,775,000 円以内</li> </ul> <p>※ 都道府県等から委託を受けた都道府県等社会福祉協議会が保育士修学資金貸付等事業を実施する場合に限る。</p>		
間接補助事業	保育所等改修費等支援事業	<p>(1) 賃貸物件による保育所等改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>本園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用(増加)定員 19 名以下 1施設当たり 21,842,000 円</p> <p>利用(増加)定員 20 名以上 59 名以下 1施設当たり 34,946,000 円</p> <p>利用(増加)定員 60 名以上 1施設当たり 65,525,000 円</p> <p>(イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1施設当たり 34,946,000 円</p> <p>分園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用(増加)定員 19 名以下 1施設当たり 15,289,000 円</p> <p>利用(増加)定員 20 名以上 1施設当たり 22,934,000 円</p> <p>(イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1施設当たり 22,934,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>本園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用(増加)定員 19 名以下 1施設当たり 25,118,000 円</p> <p>利用(増加)定員 20 名以上 59 名以下 1施設当たり 38,223,000 円</p> <p>利用(増加)定員 60 名以上 1施設当たり 68,801,000 円</p> <p>分園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用(増加)定員 19 名以下 1施設当たり 18,565,000 円</p> <p>利用(増加)定員 20 名以上 1施設当たり 26,210,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>本園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用(増加)定員 19 名以下 1施設当たり 16,381,000 円</p> <p>利用(増加)定員 20 名以上 59 名以下</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く)、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>賃貸物件による保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合</p> <p>(2/3) (注1) (8/9)</p> <p>家庭的保育改修費等の場合</p> <p>(1/2) (注1) (2/3)</p>

		<p>1施設当たり 29,486,000円  利用（増加）定員60名以上</p> <p>1施設当たり 60,064,000円  （イ）老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合</p> <p>1施設当たり 29,486,000円  分園の場合</p> <p>（ア）新設又は定員拡大の場合  利用（増加）定員19名以下</p> <p>1施設当たり 9,829,000円  利用（増加）定員20名以上</p> <p>1施設当たり 17,473,000円  （イ）老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合</p> <p>1施設当たり 17,473,000円</p> <p>（2）小規模保育改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1事業所当たり 34,946,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1事業所当たり 38,223,000円</p> <p>④ 上記①、②以外の場合</p> <p>1事業所当たり 24,026,000円</p> <p>（3）認可化移行改修費等</p> <p>①平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1施設当たり 38,223,000円  ※賃借料のみの場合</p> <p>1施設当たり 10,000,000円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>1施設当たり 34,946,000円  ※賃借料のみの場合</p> <p>1施設当たり 10,000,000円</p> <p>（4）家庭的保育改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1か所当たり 34,946,000円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1か所当たり 2,621,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1か所当たり 38,223,000円</p>		
--	--	--	--	--

	<p>保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,621,000円</p> <p>③上記①、②以外の場合 保育所で行う場合 1か所当たり 24,026,000円</p> <p>保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,621,000円</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等 ①平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 1施設当たり 34,946,000円 ②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1施設当たり 38,223,000円 ③上記①、②以外の場合 1施設当たり 24,026,000円</p>		
保育環境改善等事業（安全対策事業）	<p>(1) 送迎用バスの安全装置の設置を行う事業 送迎用バス1台当たり（放課後児童クラブ除く） 175,000円以内 送迎用バス1台当たり（放課後児童クラブ） 88,000円以内</p> <p>(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業 1施設当たり 200,000円以内</p>	保育環境改善等事業（安全対策事業）を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	(1) 定額 (2) 3/4
保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業）	<p>(1) 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業及び認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。） 1施設あたり ①定員19人以下 300,000円以内 ②定員20人以上59人以下 400,000円以内 ③定員60人以上 500,000円以内</p> <p>(2) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 1施設あたり 300,000円以内</p> <p>※ 「定員」については、令和5年4月1日時点の定員とする。 ただし、居宅訪問型保育事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者に限る。）については、令和5年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の児童数とする。</p>	保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業）を実施するために必要な報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）	<p>1. 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>A 保育に関する計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能</p> <p>(1) Bの機能を導入する場合（①及び②を別々に算定） ①Bの機能に関する部分（嵩上げあり）</p>	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用	保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入、通訳や翻訳のための機器の導入、認可外保

		<p>端末購入等を行わない場合 1施設当たり 200,000円          端末購入等を行う場合 1施設当たり 700,000円          ②B以外の機能を併せて導入する場合（嵩上げなし）          &lt;端末購入等を行わない場合&gt;          A又はCの機能を導入する場合 1施設当たり 200,000円          A及びCの機能を導入する場合 1施設当たり 400,000円          &lt;端末購入等を行う場合&gt;          A又はCの機能を導入する場合 1施設当たり 200,000円          A及びCの機能を導入する場合 1施設当たり 300,000円</p> <p>(2) Bの機能を導入しない場合（嵩上げなし）          ①A又はCの機能を導入する場合 1施設当たり 200,000円          併せて端末購入等を行う場合 1施設当たり 700,000円          ②A及びCの機能を導入する場合 1施設当たり 400,000円          併せて端末購入等を行う場合 1施設当たり 900,000円</p> <p>2. 通訳や翻訳のための機器の導入          1施設当たり 150,000円</p> <p>3. 認可外保育施設における機器の導入          ①園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する場合          1施設当たり 700,000円          ※システムのみ導入する場合          1施設当たり 200,000円          ②園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入しない場合 1施設当たり 200,000円</p> <p>4. 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステムの導入          1施設当たり 1,000,000円</p> <p>5. 保育士等の研修のオンライン化事業          1自治体当たり 4,000,000円</p> <p>6. 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化          別紙（保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化の基準額）のとおり</p> <p>7. 児童館のICT化を行うためのシステム導入          1施設当たり 500,000円</p>	<p>費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>育施設における機器の導入及び病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステムの導入の場合          2/3          (注2)          3/4          保育士等の研修のオンライン化事業、保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化及び児童館のICT化を行うためのシステム導入の場合          1/2</p>
<p>保育士修学資金貸付等事業</p>	<p>以下に掲げる額に9/10を乗じて得た額          1 保育士修学資金貸付          (1) 基本額          1人当たり月額 50,000円以内          (2) 加算額          ・入学準備金（貸付初回時）          1人当たり 200,000円以内          ・就職準備金（卒業時）          1人当たり 200,000円以内</p>	<p>保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告</p>	<p>10/10          (注3)</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</li> <li>2 保育補助者雇上費貸付 1か所当たり年額 2,953,000円以内 (加算分) 1か所当たり年額 2,215,000円以内</li> <li>3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の1/2 ただし、上限 月額27,000円</li> <li>4 就職準備金貸付 1人当たり 200,000円以内 (加算分) 1人当たり 200,000円以内</li> <li>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2 ※ ただし、年額123,000円以内</li> <li>6 事務費 ・1事業当たり 4,275,000円以内 ・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 1事業当たり 5,775,000円以内</li> </ul>	料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	
--	--	---	-----------------------------	--

(注1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量90人以上の市町村に限る。）が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3（家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9）とする。

(1) 保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。

(2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1、2歳児」及び「3歳以上児」の3区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

(注2) 以下の場合、補助率を3/5（間接補助事業に関しては3/4）に嵩上げする。

- ・ 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入において、  
「B 園児の登園及び降園の管理に関する機能」を導入する場合における当該1機能部分（併せて端末購入等を行う場合も含む）
- ・ 認可外保育施設における機器の導入において、園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する場合（併せて端末購入等を行う場合も含む）

(注3) 間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県又は指定都市が総事業費の1/10を補助する場合に限る。

## 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化の基準額一覧

NO	都道府県名	基準額 (円)
1	北海道	3,064,000
2	青森県	411,000
3	岩手県	479,000
4	宮城県	1,543,000
5	秋田県	293,000
6	山形県	686,000
7	福島県	720,000
8	茨城県	1,725,000
9	栃木県	1,216,000
10	群馬県	758,000
11	埼玉県	5,535,000
12	千葉県	5,720,000
13	東京都	20,259,000
14	神奈川県	9,467,000
15	新潟県	1,108,000
16	富山県	345,000
17	石川県	543,000
18	福井県	328,000
19	山梨県	468,000
20	長野県	1,046,000
21	岐阜県	950,000
22	静岡県	2,194,000
23	愛知県	5,538,000
24	三重県	797,000
25	滋賀県	1,168,000
26	京都府	2,224,000
27	大阪府	8,098,000
28	兵庫県	4,330,000
29	奈良県	1,185,000
30	和歌山県	396,000
31	鳥取県	335,000
32	島根県	234,000
33	岡山県	1,264,000
34	広島県	1,731,000
35	山口県	606,000
36	徳島県	501,000
37	香川県	529,000
38	愛媛県	691,000
39	高知県	340,000
40	福岡県	3,126,000
41	佐賀県	623,000
42	長崎県	607,000
43	熊本県	938,000
44	大分県	590,000
45	宮崎県	716,000
46	鹿児島県	1,319,000
47	沖縄県	2,896,000